

## 高知県精神保健福祉協会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県精神保健福祉協会補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、精神障害者の自立及び社会復帰の促進を図るため、精神保健福祉に関する知識の普及啓発を図ることを目的として、高知県精神保健福祉協会(以下「補助事業者」という。)が行う次に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。

- (1) 高知県精神保健福祉大会事業
- (2) 精神保健新聞発行事業

### (補助対象経費及び補助額)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助額は、別表第1に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請手続)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの(県税事務所で発行する全税目の納税証明書)を添えて知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、規則第3条及び前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

### (補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### (補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は経費配分の変更(経費の20パーセント以内の軽微な変更を除く。)をする場合は、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めること。
- (5) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示すること。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要があると認めて指示した事項

(補助事業の実績報告)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(帳簿等の保管)

第9条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第5号及び第7号並びに第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1 (第 3 条関係)

補助対象経費	補助額
補助対象事業に必要な報償費、旅費、需用費 (食糧費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料	補助対象経費の実支出額について、 162,000 円を限度とする。

別表第2（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事

様

申請者

所在地

名 称

代表者

職名・氏名

生年月日

年 月 日

### 補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県精神保健福祉協会補助金交付要綱第4条の規定により、同補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助事業の目的及び内容

3 関係書類

(1) 申請所要額内訳書 別紙のとおり

(2) 事業計画書

(3) 歳入歳出予算（見込み）書

(4) 納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）

別紙

申請所要額内訳書

種 目	対象経費支出予定額			備 考
	員数	単価	金 額	
		円	円	
合 計		円	円	

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事

様

申請者

所在地

名 称

代表者

職名・氏名

変 更（中止・廃止）承 認 申 請 書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県精神保健福祉協会補助金交付要綱第7条第1号（第2号）の規定により承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金変更交付申請額 金 円
- 3 変更（中止・廃止）事項
- 4 関係書類
  - （1）変更申請所要額内訳書 別紙のとおり
  - （2）変更事業計画書
  - （3）歳入歳出予算（見込み）書
  - （4）変更（中止・廃止）理由書

別紙

変更申請所要額内訳書

種 目	対象経費支出予定額			備 考
	員数	単価	金 額	
		円	円	
合 計		円	円	



第3号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事

様

申請者

所在地

名 称

代表者

職名・氏名

### 事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で(変更)交付の決定通知がありました  
高知県精神保健福祉協会補助金に係る事業を完了しましたので、同補助金交付要綱第  
8条の規定により下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

#### 記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金精算額 金 円

3 関係書類

(1) 精算額内訳書 別紙のとおり

(2) 事業実施報告書

(3) 歳入歳出決算（見込み）書

別紙

精算額内訳書

種 目	対象経費支出額			備 考
	員数	単価 円	金 額 円	
合 計		円	円	